

千葉市副食費の徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉市条例第48号。以下「条例」という。)第13条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用のうち副食の提供に要する費用(以下「副食費」という。)の徴収等について、必要な事項を定めるものとする。

(副食費の決定)

第2条 条例第2条第20号に規定する特定教育・保育施設の内、千葉市が設置するもの(以下「公立施設」という。)において、条例第2条第10号に規定する教育・保育給付認定保護者(第6条において同じ。)から支払いを受ける副食費の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども 3,470円(8月期は除く。8月期は零円。)

(2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 5,160円

(副食費の算定対象)

第3条 条例第13条第4項第3号アに規定する市町村民税所得割合算額(条例第2条第15号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下において同じ。)の算定は、次の各号に掲げる世帯に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子どもの父母の副食費算定対象所得年の収入合算額が基準額(父母と子のみの世帯で算出した副食費算定対象年度の4月1日の年齢における、生活保護法による保護の基準において算出した合算額の1.2倍の額をいう。次号において同じ。)以上の場合又は子どもの祖父母が同居していない場合 父母の副食費算定対象課税年度の市町村民税所得割合算額

(2) 子どもの父母の副食費算定対象所得年の収入合算額が基準額より低く、かつ子どもの祖父母が同居している場合 同居祖父母のうち家計の主宰者と認められる者の副食費算定対象課税年度の市町村民税所得割合算額

2 扶養義務者以外の者が同居し、かつその者が子どもを監護し生計を一にする場合は、その者を父又は母とみなして副食費を算定する。

3 子どもが父又は母から1年以上遺棄された場合又は父母が離婚を前提とする別居をし、離婚調停を行っている場合は、現に同居していない父又は母を不存在とみなし副食費を算定する。

4 子どもの父又は母が拘禁され1年経過した場合、又は刑期が確定し1年以上の拘禁が決定した場合は、申出により現に同居していない父又は母を不存在とみなし副食費を算定する。

(副食費の日割り)

第4条 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたこと又は子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。)第58条各号に掲げる事由があった場合における当該月の副食費は、第2条各号に定める額を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を基礎として日割りにした額とする。

(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども(8月期を除く) 18日

(2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 20日

(副食費の免除)

第5条 副食費の算定に要する資料が未提出の場合または市町村民税所得割額を証明する書類の提出を求めたにも関わらず未提出の場合を除き、次に掲げるものの副食費は、零円とする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者の属する世帯

(2) 児童福祉法第6条の4に規定する養育里親等である教育・保育給付認定保護者の属する世帯

(公立施設の副食費減免事由)

第6条 市長は、公立施設において子どもの属する世帯が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合(以下「減免事由」という。)は、別表の区分に応じ、教育・保育給付認定保護者からの申請により、副食費を減額又は免除することができる。

(1) 一定期間、通所をしないとき。

(2) 副食の提供を受けず、持参したものを喫食するとき

(3) 提供する副食の内、一部のみ喫食するとき。(第2条第1号に区分する児童を除く。)

(4) 火災、地震、風水害その他罹災等により、施設が副食を提供することが困難であるとき。

(減免対象期間及び減免申請期間)

第7条 副食費の減免対象期間は、原則として減免事由が発生した日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月までとするが、副食費算定対象課税年度の適用終月である8月を越える場合には再申請を要する。また、当該月の副食費が納付済みであった場合は当該減免分の減額をこれら以外の月の副食費に適用することができる。

2 前項に規定する減免申請は当該減免対象期間の属する年度内に行わなければならない

ない。

(減免事由消滅等の申し出)

第8条 副食費の減免を受けている者は、減免事由の消滅又は変更が生じた場合は、その旨を申し出るものとする。

(減免の取消)

第9条 市長は、副食費の減免を承認した後において、減免事由が消滅した場合は、減免の承認を取消すものとする。

(減免承認後の調査)

第10条 市長は、副食費の減免を承認した後において、当該世帯の状況について随時調査し、必要に応じて関係書類を提出させるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

別表

区分	減免事由	適用要件	減免方法
1号	一定期間、通所をしないとき	通所しない期間が30日以上又は60日以上見込まれる場合	副食費を全額免除(通所しない期間が30日以上の場合には1か月、60日以上の場合には2か月とする)
2号	副食の提供を受けず、持参したものを喫食するとき	一月(月初日から月末までをいう)を通じて副食の提供を受けない場合	当該月の副食費を全額免除
3号	提供する副食の内、一部のみ喫食するとき(第2条(1)に区分する児童を除く)	一月(月初日から月末までをいう)を通じて提供する副食の内、おかず又はおやつ等を喫食しない場合	喫食しない副食にかかる費用を減額した副食費に再認定 (1) おかずのみ喫食する場合 3,860円 (2) おやつ等のみ喫食する場合 1,300円
4号	火災、地震、風水害その他罹災等により、副食を提供することが困難であるとき	副食の提供予定日に、4日を超えて副食を提供できない場合	第4条の各号に掲げる日数を基準として、副食の提供があった日を日割りにて計算し、再認定

備考

- 1 減免事由に複数該当する場合は、減免額が最も大きい事由により認定する。
- 2 1～3号に掲げる減免の始期は、申出のあった日から起算して4開所日後以降とする。